

全県連盟宛 H23-21 号 (教)

平成 23 年 3 月 25 日

ボーイスカウト都道府県連盟  
理 事 長 各 位  
県連盟コミショナー 各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
日本連盟コミショナー 新藤 信夫

### 「チャイルドプロテクション」への取り組みについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟の諸事業、各種プログラムにご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件ですが、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟は、青少年の社会教育を実施する教育組織として、青少年（スカウト）の尊厳と、かけがえのない存在としての価値を尊重し、彼らをあらゆる形の虐待や差別から守るためにチャイルドプロテクションに取り組むことが求められています。

また、チャイルドプロテクションへの取り組みは、全ての成人指導者の責務であるばかりでなく、成人指導者に虐待防止への認識を促し、適切な行動を取ることを可能にします。

つきましては、貴連盟および各隊、各団、各地域の指導者各位に、チャイルドプロテクションの重要性をご周知いただき、取り組みへの意識を喚起いただくと共に、日常活動や研修の中でご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、講習会とウッドバッジ研修所で取り組んでいただく際の資料を併せてお送りいたしますので、主任講師および所長にご配布いただきますようお願いいたします。

敬具

#### 〈チャイルドプロテクションへの取り組み〉

1. 民族、人種、皮膚の色、言語、宗教、意見、性別、社会的出自、能力の違い、知的・身体的障がいの有無に関わらず、全てのスカウトおよび青少年のかけがえのない存在としての価値を尊重する。
2. スカウトがその成長段階に応じて意思決定のプロセスに関与する権利の保証に責任を持ち、彼らが自らの成長に寄与できることを認め、支援する。
3. 本運動への成人指導者の登用に際して、チャイルドプロテクションを適用する。
4. スカウトに関わらず、指導者などの関係者による相互のいかなるハラスメントも行わない。